

F S S 3 5 スポーツパーク施設使用上のルール・使用基準・禁止事項
(テニスコート)

- 1 施設を使用される方は、F S S 3 5 スポーツパーク使用許可書（第4号様式）をスポーツパーク管理事務所（以下、「管理者」という。）に提示してください。
 - 2 施設使用の際、必ず管理者の指示に従ってください。（指示に従わない場合は、退去を命じることがあります。）
 - 3 未成年者のみでの使用はできません。必ず使用責任者（18歳以上）同伴で使用してください。
 - 4 周辺施設、施設内工作物、施設備品等に損傷が生じた場合は、使用者が責任をもって対処し、速やかに管理者に報告してください。（後日、当該事象が発覚した場合、今後の使用を禁止します。）
 - 5 自転車・単車・自動車等は、所定の場所以外絶対に駐車しないでください。
 - 6 駐車場での盗難・車の損傷等について、管理者は一切責任を負いません。
 - 7 使用後は、必ず施設の整備を実施してください。
 - 8 施設内での喫煙・飲食・火気の使用は、固く禁止します。大会等の昼食等でやむを得ず施設内で飲食する場合は、必ず管理者に許可を得てください。また、ゴミは持ち帰ってください。
 - 9 定められた使用時間は必ず守ってください。ただし、準備の都合上やむを得ず使用時間外に使用が必要な場合は、必ず管理者と事前協議をお願いします。
- ※ 上記注意事項を守られない方は、今後の使用を禁止する場合がありますのでご注意ください。